特定販売を行う場合のみ提出が必要

【特定販売に関する事項】(法第4条第3項第4号ロ関係)

* □については、該当するものにレ点をつけること。*「無・有」については、該当するものに○をつけること。

□薬局製造販売医薬品 (毒薬及び劇薬であるものを除く) 特 定 販 売 を 行 う ☑指定第二類医薬品 ☑第一類医薬品 品の区 医 分 ☑第二類医薬品 ☑第三類医薬品 ☑カタログ ☑チラシ □電話 ☑インターネット 特定販売を行う際に 使用する通信手段 □その他(・お店の開店時間と 月~金:9時~20時 特定販売を行う時間が 特定販売を行う時間 同じ場合でも、記載する。 土:9時~12時 お店を閉店後も、 特定販売を行う場合は、 その時間を含めた時間を記載。 ※有の場合はその時間を記載してください。 閉 店 後 土:9時~12時 月~金:18時~20時 特定販売のみを行う時間 がある場合はその時間等 ※有の場合は、適切な監督に必要な設備として下記内容をご理解のうえ、レ点を つけること。 ☑ デジタルカメラ等で撮影した画像を、電子メールに添付し て行政機関に電送する設備を有しています。 特定販売の広告に 無 有 当該設備は、薬局・店舗 薬局・店舗の名称と の構造設備として備える 異なる名称を表示 ○○薬局 オンラインショップ店 必要がある。個人の携帯 *複数ある場合は全て記載 電話等では代用すること は認められない。 http://www.0000.\\Delta\ 主たるホームページ http://www.OOXX.\\D\D\D\D\J.jp K レ ス ※ホームページをひ *例示説明* *複数ある場合は全て記載 ワードを記載し 月~金曜日の9時~18時まで実店舗を開店 なし し、特定販売も行っている。 月~金曜日の18時~20時及び土曜日は、お 主たるホームページの 店は閉めているが、薬局内に薬剤師がおり 別紙のとおり \mathcal{O} インターネット、カタログ及び折込チラシ *カタログ等の概要含む による特定販売を行う場合。

≪注意事項≫

- ① 主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てのホームページアドレスを記載すること。(医薬品販売サイトのトップページ等、医薬品の購入希望者等が通常、最初に閲覧するホームページアドレスであること。)
- ② 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類を添付すること。複数のホームページを開設している場合は、それらの全てについて関連する書類を添付すること。
- ③ カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、②と同様にその概要が分かる資料を添付すること。